

赤磐市不育等治療支援事業のご案内

赤磐市では、不育症などのため子どもを持つことができない夫婦に対し、医療保険適用外の不育等治療を受けた場合について、経済的な負担の軽減を図るため、その医療費の一部を助成しています。

*対象者

一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関において不育症等と診断された方で、次の条件に該当する方

- ・申請日において、市に1年以上住所を有する夫婦であること。
- ・申請日において、対象夫婦及び世帯員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

*助成内容

医療保険適用外の不育等治療(治療に必要な検査を含む)にかかった費用とする。

ただし、入院時の差額ベッド代その他の治療に直接関係のない費用を除く。

今後の不育等のために必要と認められる流産検体の染色体分析検査は、助成対象とする。ただし、岡山県の制度による助成を受けた場合は、その金額分は除く。

助成金の額・・・医療保険適用外の医療費の10分の7を乗じて得た額で、1年度につき30万円まで。

ただし、治療期間が翌年度にわたる場合に当たっては、助成金の額は、申請された年度において算定します。

助成回数・・・他の自治体において助成されたものを通じて、初めて申請が行われた日から通算5か年度までとします。

*支給申請に必要な書類

①赤磐市不育等治療支援事業助成金支給申請書兼請求書(様式第1号)

＊問い合わせ先の窓口にあります。また市のホームページからもダウンロードできます。

②赤磐市不育等治療支援事業医療機関受診証明書(様式第2号)

＊問い合わせ先の窓口にあります。また市のホームページからもダウンロードできます。

③不育症等治療を行った医療機関の発行する領収書

④本市に移住している法律上の夫婦であることを証明する書類：裏面の(別表)

⑤その他市長が必要と認める書類

*支給申請の方法

治療の支払いが終了した日の属する年度内に申請書類を添えて提出してください。

ただし、3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は、翌月(4月)25日までに申請することができます。

(別表) 赤磐市に一年以上居住している法律上の夫婦であることを証明する書類

区分		必要な証明書類
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、同一世帯の場合	夫又は妻が世帯主の場合	・住民票の写し(夫婦分) (続柄を記載のもの)
	夫及び妻が世帯主でない場合	・住民票の写し(夫婦分) (戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの)
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、別世帯の場合		・それぞれの住民票の写し ・戸籍謄本
夫又は妻のいずれか一方が外国籍の場合	夫婦が同一世帯の場合	夫又は妻が世帯主の場合 ・住民票の写し(夫婦分) (夫婦であることが確認できる続柄を記載のもの)
		夫または妻が世帯主でない場合 ・住民票の写し(夫婦分) (続柄を記載のもの) ・続柄が確認できない場合は、日本国籍を有する者の戸籍謄本
	夫婦が別世帯の場合	・それぞれの住民票の写し ・日本国籍を有する者の戸籍謄本
夫及び妻が外国籍の場合	夫婦が同一世帯の場合	・住民票の写し(夫婦分) (夫婦であることが確認できる続柄を記載のもの) ・続柄が確認できない場合は、婚姻をしていることを証明する書類 (外国語による書類の場合は日本語訳を添付)
	夫婦が別世帯の場合	・それぞれの住民票の写し ・婚姻をしていることを証明する書類 (外国語による書類の場合は日本語訳を添付)

《問い合わせ・申請先》

赤磐市役所 健康増進課 (山陽保健センター内)

086-955-1117